

## 第 33 回延岡市定例農業委員会会議録

(平成 29 年 2 月 28 日)

1. 開催日時 平成29年2月28日(金) 午前9時30分から午前10時31分
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 32名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	福富幸男	13	牧野博文	25	川崎毅
		14	佐藤純子		
3	小野厚文	15	黒田啓睦	27	加行保男
4	甲斐秋美	16	河野正直	28	川崎豊
5	甲斐淳一	17	菊池光雄	29	矢野茂
6	片伯部芳徳	18	甲斐憲治	30	織田竜二
7	高橋正二	19	赤木常信	31	山田博敏
8	松田勝美	20	佐藤徳幸	32	松木富士夫
9	柳田敏文	21	甲斐壽徳	33	甲斐康美
10	吉本尚人	22	吉本武久	34	鶴田忠
11	杉野林	23	原田博史		
12	井本民雄	24	吉田力		

4. 欠席委員 2名

欠席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	花畑志良一	26	中島富夫		

## 5. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 217 号 農地法第3条の規定による使用貸借権の設定について  
 議案第 218 号 農地法第3条の規定による所有権の移転について  
 議案第 219 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権)  
 議案第 220 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・J A)  
 議案第 221 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・北浦農業公社)  
 議案第 222 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・農地中間管理機構)  
 議案第 223 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)  
 議案第 224 号 農地法第4条許可申請について  
 議案第 225 号 農地法第5条許可申請について  
 議案第 226 号 非農地証明について  
 議案第 227 号 農地あっせん委員の指名について

- 報告第 125 号 農地法第4条届出について  
 報告第 126 号 農地法第5条届出について  
 報告第 127 号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 報告第 128 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
 報告第 129 号 農地の賃借料情報の提供について

- 協議第 32 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	鬼塚 重敏	局長補佐兼 農地係長	甲斐 武親	副主幹兼 農政係長	佐藤 英男
主任主事	黒木 政良	北方産業建設課 主任主事	山田 誠	総合農政課 主任主事	茂谷 龍馬
主 事	興梠 康大	北浦産業建設課 専門主事	江川 博司		

## 7. 会議の概要

議 長	<p>皆さん、おはようございます。本日は3月定例市議会の開会と重なったため、花畑副会長に市議会への出席をお願いしております。今回の市議会で第23期の農業委員が議決されることとなっております。早いもので私たち第22期農業委員の3年の任期も余すところ5ヶ月となりますが、最後まで精一杯頑張ってお参りたいと思っております。それでは、ただ今から第33回、延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>委員総数34名中32名の出席を得ております。従いまして農業委員会に関する法律並びに延岡市農業委員会規則第8条の規定による過半数に達しているため、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号14番、佐藤純子委員と委員番号19番、赤木常信委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第217号の農地法第3条の規定による使用貸借権の設定についてから議案第227号の農地あっせん委員の指名についてまで議案11件、報告案件が5件、協議案件が1件となっております。</p> <p>それでは議案第217号農地法第3条の規定による使用貸借権の設定について提案いたします。</p> <p>整理番号1番の説明が委員番号2番花畑志良一委員となっておりますが、市議会に出席のため、委員番号4番甲斐秋美委員より説明をお願いいたします。</p>
甲斐委員	<p>委員番号4番の甲斐です。本日は花畑委員が議会の方へ出席されていますので、整理番号1番について私からご説明いたします。所在は北方町蔵田で田1筆、畑10筆の11筆。合計31,190㎡です。貸人は北方町蔵田の男性で、借人は同地区内の農業法人です。労力人は2人。申請理由は法人化ということになっております。2月23日に現地調査を行い、貸人から話を伺いました。貸人と借人である法人の代表は親子関係で、これまでも、果樹専業農家として、柿、桃、葡萄及び金柑等年間を通して出荷されております。また、青果出荷の他、加工品の開発販売等も行っており、経営拡大に伴い法人化することとなったようです。地域との調和要件につきましては問題無いと判断しましたので、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、整理番号1番については問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、甲斐秋美委員より説明及び現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題無いということなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、担当委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>

委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして、議案第218号農地法第3条の規定による所有権の移転について提案いたします。整理番号1番について委員番号16番、河野正直委員より説明をお願いいたします。
河野委員	委員番号16番の河野です。整理番号1番についてご説明いたします。所在は北浦町古江で田2筆の1,001㎡です。譲渡人は北浦町古江の農業者で、譲受人も同じく北浦町古江で法人形態をとっておりますが、和牛の繁殖農家です。譲受人の経営状況は3,320㎡で労力人は4人。申請理由は経営規模拡大となっております。2月22日に現地調査を行いました。地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。今回の申請地については、以前から当事者間で使用貸借契約が結ばれており、今回所有権移転するに至りました。譲受人は人・農地プランの中心経営体の一つであり、農業に対する意欲、経験等十分です。特に問題無いと考えるので、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	続きまして整理番号2番について委員番号24番、吉田力委員より説明をお願いいたします。
吉田委員	委員番号24番の吉田です。整理番号2番についてご説明いたします。所在は無鹿町で田2筆の1,516㎡です。譲渡人は稲葉崎町5丁目の女性で、譲受人は粟野名町の男性です。譲受人の経営状況は7,959㎡で労力人は3人。申請理由は農業経営規模拡大です。2月22日に現地調査を行いました。地域との調和要件については問題ありませんでした。譲渡人は高齢のため農業を続けることができないとのこと。また、譲受人は農業に対する意欲、経験等特に問題無いと思われまますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議長	続きまして整理番号3番と4番を委員番号5番、甲斐淳一委員より説明をお願いいたします。
甲斐委員	委員番号5番の甲斐です。整理番号3番、4番案件について合わせてご説明いたします。まず、3番案件ですが、農地の所在は北方町北久保山地区の田2筆、716㎡です。譲渡人は北方町北久保山在住の女性で、譲受人は同地区に居住する56歳の男性です。譲受人の経営状況は17,776㎡で労力人は2人。申請理由は農業経営規模拡大です。2月24日に譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。譲渡人は高齢のため、農業を続けることができず、後継者もいないことから、譲受人にお願いし、今回の申請に至ったようです。引き続き4番案件についてです。所在は北方町南久保山の田1筆、畑8筆の合計5,804㎡です。譲渡人と譲受人は親子関係で、経営状況は5,804㎡で、労力人は2人、申請理由は後継者への贈与となっております。2月24日に現地調査を行いました。3番、4番案件ともに地域との調和要件については問題無く、許可相当と判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	続きまして判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、4件とも問題はありませんでした。第7号につきましては、ただ今、各担当委員より説明及び現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題無いということなので、農地法第3条第2項各号には該当し

	ないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。
議 長	ただ今、各担当委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
議 長	何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして議案第 219 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。なお、整理番号 1 番につきましては、委員番号 32 番、松木富士夫委員と関連がございますので、退室後の審議となります。 松木委員は退室をお願いいたします。  (松木富士夫委員退室)  それでは事務局より説明をお願いします。
事 務 局	はい。それでは議案第 219 号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。議案書は 6 ページとなります。農地の所在は出北 6 丁目で田が 1 筆の 1,004 m <sup>2</sup> です。貸し人は長浜町 3 丁目に在住の男性の方で借り人は出北 4 丁目に在住の男性の方です。契約内容は 6 年の賃借権で計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局より説明がありました。ここで審議いたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。松木富士夫委員の入室をお願いいたします。  (松木富士夫委員入室)  続きまして議案第 220 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。 なお、整理番号 28 番については、委員番号 30 番、織田竜二委員と関連がございますので、退室後の審議となります。 それでは整理番号 1 番から 27 番までの説明を事務局よりお願いいたします。

事務局	はい。それでは議案第 220 号、農用地利用集積計画（J A延岡分）について説明いたします。議案書は 8 から 12 ページとなります。貸し人や借り人、農地の所在等の詳細については議案書に記載のとおりで、契約内容は 3 年から 6 年の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。  何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして整理番号 28 番について審議いたします。織田竜二委員の退室をお願いいたします。  (織田竜二委員退室)  それでは事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。それでは整理番号 28 番について説明いたします。農地の所在は小野町で田が 1 筆の 1,018 m <sup>2</sup> となっています。貸し人は小野町に在住の男性の方で借り人は小野町在住の男性の方です。契約内容は 5 年の賃借権となっています。計画内容につきましては農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。  何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。織田竜二委員の入室をお願いいたします。  (織田竜二委員入室)

	<p>続きまして議案第 221 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は北浦町農業公社分です。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第 221 号、農用地利用集積計画（北浦農業公社分）について説明いたします。議案書は 14 ページとなります。貸し人は北浦町三川内在住の女性の方で借り人は同じく北浦町三川内在住の男性の方です。契約内容は 6 年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 222 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第 222 号、農用地利用集積計画（農地中間管理機構分）について説明いたします。議案書は 16 ページとなります。貸し人は塩浜町 1 丁目と北川町長井在住のどちらとも男性の方です。契約内容は 10 年間の賃借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。</p> <p>ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 223 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は所有権移転分です。</p>



	<p>なお、整理番号1番については委員番号13番、牧野博文委員、整理番号2番については委員番号30番、織田竜二委員、整理番号3番については委員番号8番、松田勝美委員とそれぞれ関連がございますので、退室後の審議となります。</p> <p>それでは整理番号1番について審議いたします。牧野博文委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(牧野博文委員退室)</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第223号、農用地利用集積計画（所有権移転分）の整理番号1番について説明いたします。議案書は18ページとなります。譲渡人は浜町在住の男性の方で譲受人は片田町在住の男性の方です。契約内容については議案書のとおりとなっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。牧野博文委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(牧野博文委員入室)</p> <p>続きまして整理番号2番について審議いたします。織田竜二委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(織田竜二委員退室)</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは整理番号2番について説明いたします。議案書は同じく18ページです。譲渡人は小野町在住の女性の方で譲受人も同じく小野町在住の男性の方です。契約内容については議案書のとおりとなっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 織田竜二委員の入室をお願いいたします。  (織田竜二委員入室)  続きまして整理番号3番について審議いたします。松田勝美委員は退室をお願いいたします。  (松田勝美委員退室)  それでは事務局より説明をお願いします。
事 務 局	はい。それでは整理番号3番について説明いたします。議案書は18ページです。譲渡人は大貫町3丁目在住の男性の方で譲受人は行藤町在住の男性の方です。契約内容については議案書のとおりとなっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。 ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。  何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 松田勝美委員の入室をお願いいたします。  (松田勝美委員入室)  続きまして議案第224号、農地法第4条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。 それでは整理番号1番について委員番号34番、鶴田忠委員より説明をお願いいたします。
鶴田委員	委員番号34番の鶴田です。1番案件についてご説明いたします。所在は北方町菅原で、畑1筆の2,766㎡です。申請人は同地区内の方で、申請理由は植林となっています。この申請地につきましては12月の総会において農振地除外の協議が行われた場所となります。2月24日に私、事務局、県担当、申請人で現地確認を行いました。21ページに位置図がございます。申請地の周囲は山林となっており特に問題は無いと判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長	続きます、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番については中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで第2種農地となっています。付近に第3種農地が存在しないため立地基準に問題はありませんでした。また他法令と照らし合わせても一般基準に問題ありません。周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今、担当委員及び事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては、県に進達いたします。続きます議案第225号、農地法第5条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。 それでは整理番号1番について委員番号8番、松田勝美委員より説明をお願いいたします。
松田委員	委員番号8番の松田です。整理番号1番についてご説明します。所在は行藤町で畑1筆の343㎡です。譲渡人は行藤町の方で、譲受人も同じく行藤町在住の2名の方です。申請理由は一般住宅の建設となっています。2月24日に川崎委員、事務局、県の担当とともに立会を行いました。次ページに位置図がございます。周囲には住宅や集会所があり、営農上の支障は無いと判断しました。排水もきちんと整備されており、何ら問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	続きます整理番号2番について委員番号28番、川崎豊委員より説明をお願いいたします。
川崎委員	委員番号28番の川崎です。整理番号2番についてご説明いたします。所在は平田町で田が1筆の687㎡です。譲渡人、譲受人ともに平田町在住の方です。申請理由は運動場となっています。近くに広場が無く、高齢者が運動する場所として活用したいとのことでした。2月24日に県の担当、事務局、松田委員、土地所有者とともに現地調査を行いました。営農上の支障も無く、特段問題ないと思われま。皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	続きます整理番号3番、4番、5番について委員番号10番、吉本尚人委員より説明をお願いいたします。
吉本委員	委員番号10番の吉本です。整理番号3番、4番、5番案件についてご説明いたします。 まず3番案件です。所在は北方町曾木で畑1筆の499㎡です。譲渡人は北方町在住の建設業者、譲受人は同じく北方町在住の会社役員です。申請理由は一般住宅の建設となっています。2月24日に、事務局、県担当、甲斐康美委員、私、譲受人で現地確認を行いました。現地は25ページのナンバー3にありますが、譲渡人と譲受人は親子関係にあり、現在住んでいる所が老朽化してきたということで、今回の申請地に家を建てたいとのことでした。周囲に農地は無く問題無いと判断しました。

	<p>続きまして4番案件です。所在は北方町曾木で畑1筆の1,010㎡です。譲渡人は高田町在住の農業者で、譲受人は北方町の地縁団体です。申請理由は消防用倉庫の建設となっています。2月24日に、事務局、県担当、甲斐康美委員、私、譲受人の代表者で現地確認を行いました。現地は25ページのナンバー4にあります。現在の消防用倉庫が曾木川に隣接しており、大雨時に水没してしまうため、用をなしていないとのことで今回の申請に至りました。問題は無いと判断しております。</p> <p>引き続き5番案件です。所在は北方町うそ越で畑3筆の合計1,403㎡です。譲渡人は門川町の会社員で、譲受人は北方町の農業者です。2月24日に、事務局、県担当、甲斐康美委員、私、譲受人で現地確認を行いました。現地は26ページのナンバー5にありますが、申請理由は植林となっています。申請地は過去に茶畑として耕作されていたようですが、鳥獣害が多く荒廃してしまったようです。譲受人が引き受け植林したいとのことでした。</p> <p>皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	続きまして、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。農地区分について説明いたします。5件とも基盤整備のされていない小集団の農地ということで第2種農地となっています。付近に第3種農地が存在しないため5件とも立地基準に問題はありませんでした。また他法令と照らし合わせても一般基準に問題ありません。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。
議長	ただ今、担当委員及び事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては、県に進達いたします。続きまして議案第226号、非農地証明願いについて提案いたします。それでは整理番号1番案件につきまして委員番号21番、甲斐壽徳委員より説明をお願いいたします。
甲斐委員	委員番号21番の甲斐です。整理番号1番についてご説明いたします。所在は天下町で畑1筆の105㎡です。申請人は大貫町在住の方で、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として活用することが困難であるとのことで今回の申請となりました。2月27日に片伯部農地部会長、山田委員、私で現地調査を行いました。お手元に写真が配布されているかと思いますが、ご覧のように雑木が生い茂っており、今後農地として活用することは困難であると判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、甲斐壽徳委員より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)

議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 227 号、農地あっせん委員の指名について提案いたします。事務局と協議をした結果、整理番号 1 番案件につきまして委員番号 32 番、松木富士夫委員と委員番号 15 番、黒田啓睦委員のお二人にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしということなのでお二人を指名いたします。よろしくお願ひいたします。以上で議案の審議は終了いたします。次に報告事項について事務局よりお願ひいたします。
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。報告第 125 号、農地法第 4 条の届出についてです。議案書 33 ページに記載されております。1 件の届出があり、畑が 1 筆の 751 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>続きまして報告第 126 号、農地法第 5 条届出についてです。議案書の 35 ページに記載されております。全部で 5 件の届出があり、田が 3 筆の 1,522 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆の 747 m<sup>2</sup>、合計 5 筆の 2,269 m<sup>2</sup>となっています。報告第 125 号、126 号ともに申請書類及び添付書類等に問題もなく、事務局長の専決により受理しております。私からは以上です。</p>
事務局	<p>続きまして報告第 127 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてです。この案件は合意解約の分です。議案書の 37、38 ページに記載されております。全部で 11 件の届出がありまして、田が 25 筆の 14,006 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>続きまして報告第 128 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の 40 ページから 42 ページに記載されております。全部で 10 件の届出がありました。田が 31 筆の 16,226 m<sup>2</sup>、畑が 33 筆の 10,811 m<sup>2</sup>、合計 64 筆の 27,037 m<sup>2</sup>となっています。内容は記載のとおりです。また、現況が農地以外になっている所については、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>続きまして報告第 129 号、農地の賃借料情報の提供について説明いたします。農地法第 52 条で農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、賃借等の動向情報を提供することとなっています。議案書 44 ページの表は平成 28 年 1 月から 12 月までに農地法第 3 条や農地利用集積計画で締結、公告された賃貸借における賃借料を集約したものです。田と畑の部に分けて延岡市全体を 4 地区に分けています。さらに田の部は基盤整備区域と未整備区域に分けています。データ数は筆数です。本市の賃借は大半が物納ですが、例年同様 60 kg 当たり 15,000 円で換算しております。金額については表中のとおりで、情報が未掲載の地域は申請が無かったためデータがありませんでした。報告は以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容等について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので、続いて協議第 32 号、農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
総合農政課	総合農政課です。私の方から協議第 32 号、農用地利用配分計画（案）について説明をさせていただきます。先程議案第 222 号で審議していただいた案件について 46 ページに記載されております 2 名の方への配分を考えております。借賃等につきましてはすでに双方で合意しておりまして、借入期間はすべて 10 年間となっております。説明は以上です。

議 長	ただ今総合農政課より説明がありましたが協議第 32 号について、ご質問はございませんか。
原田委員	借賃についての質問ですが、物納と現金の場合の両方が借賃として並列して記載されておりますが、これはどのように解釈すれば良いのでしょうか。
総合農政課	借賃については原則物納となっています。例えば 10a あたり玄米 40kg を支払うこととなっていたところ、災害等で物納できなかつた場合、金銭換算した 8,300 円を対価として支払うという意味合いとなります。
議 長	よろしいでしょうか。
原田委員	はい。
議 長	他にございませんか。
高橋委員	水利費については地権者が支払うこととなっているのでしょうか。
総合農政課	水利費については、必ず地権者が支払う必要があるという訳ではありません。出し手と受け手の双方の協議により決定することとなっています。今回の案件については、地権者が負担するという事で話がまとまっております。
高橋委員	分かりました。
議 長	他にございますか。
	無いようなので、以上を持ちまして第 33 回定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。
<p>次回定例農業委員会 3月28日(火) 午前9時30分～ 本庁舎 2階 講堂</p>	

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長      福 富 幸 男

14 番      佐 藤 純 子

19 番      赤 木 常 信